

障害者福祉のしおり

(令和6年度版)

相談および問い合わせ窓口（住所地で管轄が分かります。9頁もご覧ください。）

(1)王子障害相談係（北区役所第一庁舎1階1～3番窓口）

〒114-8508 王子本町1-15-22 FAX 3908-5344（共通）

王子、王子本町、上十条、上中里、岸町、栄町、十条台、十条仲原、昭和町、滝野川、田端、田端新町、豊島、中里、中十条、西ヶ原、東十条、東田端、堀船

【医療担当】1番窓口

☎ 3908-1359

難病医療費助成（人工透析含む）、B型・C型ウイルス肝炎治療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、小児慢性特定疾病医療費助成、自立支援医療（更生・育成医療、精神通院）、精神障害者保健福祉手帳など

【給付担当】2番窓口

☎ 3908-9081

身体障害者手帳、愛の手帳、障害者手当、心身障害者医療費助成、**タクシー券、ガソリン券、マッサージ券**など

【地区担当】3番窓口

☎ 3908-1358

障害福祉サービス・障害児通所支援および計画相談支援、補装具・日常生活用具、在宅難病患者に関すること

※**太字部分**は (3)滝野川地域障害者相談支援センターでも受付しています。

(2)赤羽障害相談係（赤羽会館6階）〒115-0044 赤羽南1-13-1

赤羽、赤羽北、赤羽台、赤羽西、赤羽南、岩淵町、浮間、神谷、桐ヶ丘、志茂、西が丘

●王子障害相談係と同じ業務を行っています。

☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

(1)(2)共に手話通訳連絡所があり、手話で対応しています。

(3)滝野川地域障害者相談支援センター 〒114-0024 西ヶ原4-51-1

上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端

●上記の住所地について、**太字部分**を受付しています。

☎ 4334-6548 FAX 4334-6549



北 区

<https://www.city.kita.tokyo.jp/>

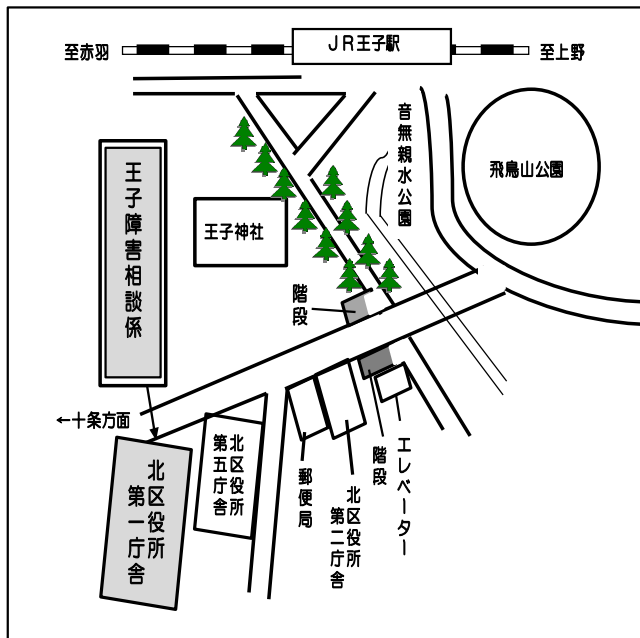
しおりのご利用にあたって

このしおりは、障害者向け福祉サービスの内容と利用方法などをまとめ、紹介するものです。

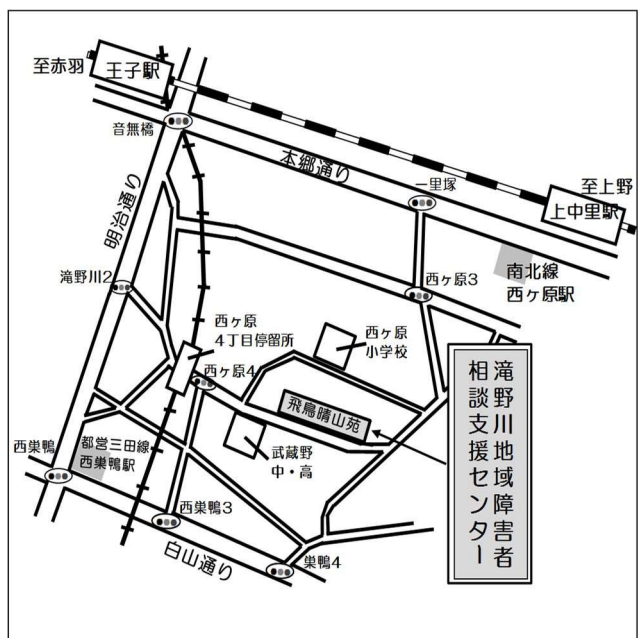
各サービスの内容は、令和6年4月1日現在を基準としています。このしおりの発行後、記載内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

各項目にある **身知精難公** の表示は、それぞれ身体障害関連、知的障害関連、精神障害関連、難病患者関連、公害病認定患者関連のサービスを示します。本文中の内容、対象をご覧になり、サービス内容をご確認ください。

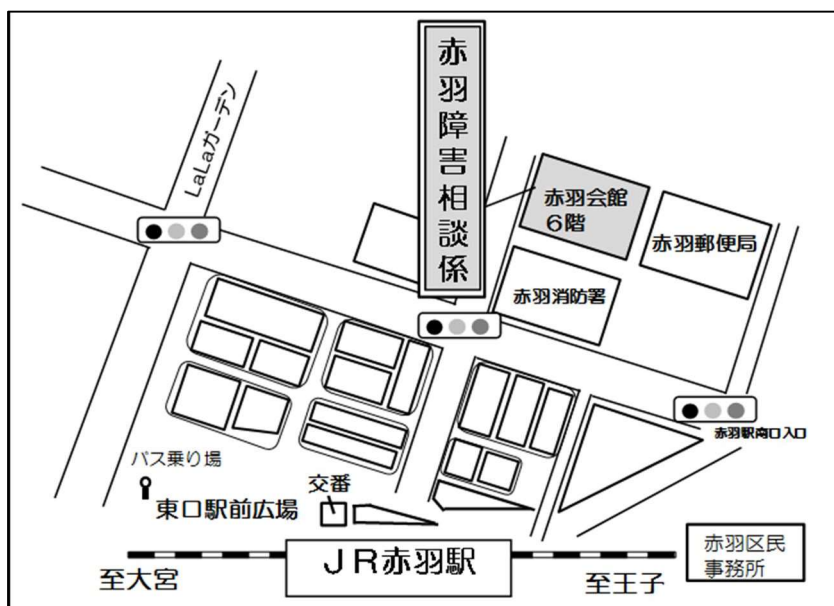
●王子障害相談係●



●滝野川地域障害者相談支援センター●



●赤羽障害相談係●



目次

目次	1
主な障害別該当事業一覧	5

1 相談

障害者の総合相談	9
障害に関する相談機関	
障害者虐待防止センター	10
障害者基幹相談支援センター	10
障害者地域活動支援室	
支援センターきらきら	11
就労支援センター北	11
東京都医療的ケア児支援センター	12
医療的ケア児等コーディネーター	12
東京都北児童相談所	13
北区立児童発達支援センター（福祉型）	13
東京都発達障害者支援センター	13
東京都手をつなぐ育成会（青年期相談室）	14
権利擁護センター「あんしん北」	14
北区NPO・ボランティアぷらざ	14
ハローワーク王子（王子公共職業安定所）	14
東京都立精神保健福祉センター	15
高次脳機能障害専用電話相談	15
聴力障害者情報文化センター	16
施設の入所および通所の相談	17
聴覚障害者相談・電話通訳	17
身体障害者相談員・知的障害者相談員・ 精神障害者相談員	18
民生委員・児童委員	19
教育相談	19
就学相談	20
成年後見制度	20
暮らしにお困りの方は	20
生活・仕事探しの相談	21
赤羽しごとコーナー	21
難病に関する各種相談	
（療養相談・就労相談・医療相談等）	22
精神保健相談・依存症等専門医相談	22
介護保険対象で障害のある方	23
区役所における各種相談	24

2 手帳

身体障害者手帳	27
愛の手帳	28
精神障害者保健福祉手帳	29
戦傷病者手帳	30
被爆者健康手帳	30

3 障害者総合支援法等

障害者総合支援法	31
児童福祉法（障害児通所支援）	31
障害福祉サービスのしくみ	31
障害福祉サービスの内容	32
相談支援事業の内容	33
障害児通所支援	33
地域生活支援事業の内容	34
障害福祉サービスの申請・決定の流れ	35
負担上限月額について	36
利用者負担の軽減について	37
高齢障害者の介護保険サービスの 利用者負担軽減措置	38
高額障害福祉サービス費	38

4 手当・年金

心身障害者福祉手当（区の制度）	39
重度心身障害者手当（都の制度）	40
特別障害者手当（国の制度）	41
障害児福祉手当（国の制度）	42
特別児童扶養手当（国の制度）	43
児童育成手当 障害手当（都の制度）	43
児童育成手当 育成手当（都の制度）	44
児童扶養手当（国の制度）	45
ひとり親家庭等医療費助成（マル親） （都の制度）	46
東京都心身障害者扶養共済制度	47
国民年金	48
厚生年金	49
障害年金を受けられる障害の状態 （障害等級表）	50
年金生活者支援給付金	51

8 仕事

職業訓練	102
都立職業能力開発センター	102
東京障害者職業能力開発校	102
IT技術者在宅養成講座 (東京都重度身体障害者在宅パソコン講座事業)	102
国立職業リハビリテーションセンター	103
(公財)東京しごと財団	104
障害者福祉工場	105
特定求職者雇用開発助成金	105
雇用保険法による失業給付	105
職業相談	105
ハローワーク王子(王子公共職業安定所)	105
日本視覚障害者職能開発センター	106
東京障害者職業センター	106
障害者就業・生活支援センター	106
就労支援センター北	108

9 税・公共料金

税金の控除(所得税)	109
税金の控除(住民税)	109
利子等の非課税	109
相続税の軽減	110
贈与税の軽減	110
個人事業税の軽減	111
関税の免除	111
自動車税・軽自動車税の減免	112
交通料金の割引	115
JR等運賃の割引	115
私鉄旅客運賃の割引	115
フェリー旅客運賃の割引	115
航空旅客運賃の割引	115
タクシー料金の割引	116
民営バス料金の割引	116
都営交通無料乗車券と割引	117
精神障害者都営交通乗車証	118
有料道路通行料金の割引	119
駐車禁止規制の適用除外	121
その他の割引	122
NHKテレビ受信料の減免	122

水道・下水道料金について	123
青い鳥郵便葉書の無償配布	123
郵便料金の割引	124
携帯電話料金の割引	124
NTT無料話番号案内(ふれあい案内)	124
粗大ごみ等の処理手数料の減免	125
都立公園などの無料入場	125
都立公園駐車場無料利用	126
区内施設使用料の減免	126
区立施設駐車場使用料の割引	127
区立公園駐車場無料利用	127
区内駐輪施設使用料の割引	128

10 緊急時・災害時

重度身体障害者等緊急通報システム	129
北区メールマガジン	129
北区防災行政無線自動電話応答サービス	130
北区障害者(児)緊急一時保護事業	130
東京消防庁 緊急ネット通報	130
119番ファクシミリ通報	130
電話リレーサービスを介した119番通報	131
110番アプリシステム	131
北区避難行動要支援者名簿登録	131
家具転倒防止器具等の取り付け支援サービス	132

11 社会参加

障害者作品展	133
土曜レクリエーション	133
ライフアップクラブ	133
選挙について	133
東京都障害者休養ホーム	135

12 講習・講座

各種講座(北区立障害者福祉センター)	136
あすか教室	136
手話講習会	136
聴覚障害者のための講座	136
中途失聴者・難聴者手話講習会	137
聴覚障害者のための講座等	137
<small>こうどう</small> 喉頭摘出者発声訓練	137

吃音者の講座	138
視覚障害者のための点字講習	138
中途視覚障害者点字教室	138
視覚障害者生活サポート	138
視覚障害者のための講習 (公益社団法人東京都盲人福祉協会)	139
視覚障害者のための講座	140
高次脳機能障害等の機能訓練事業	140
高次脳機能障害専門相談	140

13 広報・図書

聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧	141
北区ニュース(点字広報・声の広報)	141
北区くらしのガイド(デジ版)	141
サポートファイルさくら	142
きたくぎかいたより(点字版・音声版)	142
区議会傍聴における手話通訳派遣	142
広報東京都(点字版・音声版)	142
広報紙の閲覧・視聴	143
大活字本貸出	143
対面音訳	143
点字図書・音訳図書の郵送貸出	143
ガイド音声・ガイド字幕付DVDの貸出	143
バリアフリー映画会	143
サポート室	143
ぽけっと・北区の部屋だより (デジ版・点字版)	143
都議会だより(点字版・音声版)	144
宅配サービス	144
手話(筆談)サポートデスク	144
点字録音刊行物の作成・配布	144
北区障害者関係機関ガイドブック	144
即時情報ネットワーク	145
点字図書館	145
視覚障害者用具販売	145

聴覚障害者向け映像ライブラリー (字幕・手話付ビデオテープ、DVDの貸出)	145
--	-----

14 施設

障害者対象の複合施設 障害者福祉センター	146
障害者(児)の区内通所施設等一覧	146
障害児の通所施設(児童発達支援)	146
障害児放課後活動 (放課後等デイサービス)	147
保育所等訪問支援	149
生活介護	150
就労支援(就労移行支援・就労継続支援・ 就労定着支援)	150
自立訓練(機能訓練)	154
自立訓練(生活訓練)	154
障害児・障害者の短期入所施設	155
計画相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所	155
地域移行・地域定着支援事業所	157
自立生活援助事業所	158
東京都心身障害者福祉センター	158
全国障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)	159
東京都立北療育医療センター	159
東京都障害者総合スポーツセンター	159
文化センター利用のご案内	160

15 参考

障害に関するマーク	161
北区障害者団体連合会	163
[コラム]共生社会の実現に向けて	164

16 索引

索引	165
----	-----

主な障害別該当事業一覧

制度 障害種別 級・度		手 当 ・ 年 金								日 常 生 活 援 助			
		心身障害者福祉手当 区制度	重度心身障害者手当 都制度	特別障害者手当 国制度	障害児福祉手当 国制度	特別児童扶養手当 国制度	児童育成手当 (障害手当) 都制度	児童扶養手当 国制度	年金・障害基礎年金	補装具の購入・ 修理費用助成	日常生活用具の 購入費用助成	身体障害者 住宅設備改善費の助成	身体障害者 訪問入浴サービス
身体障 害者 手帳	視 覚	1	○	△	△	△	○	○	○	○	△		
		2	○	△	△	△	○	○	○	○	△		
		3	○				○				△		
		4									△		
		5									△		
		6									△		
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能	2	○	△	△	△	○	○	○	○	△		
		3	○				○				△		
		4									△		
		5									△		
		6									△		
		言語	3	○				○			○	△	
	4									△	△		
	上 肢 ・ 下 肢 ・ 肢 体 不 自 由	1	○	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△
		2	○	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△
		3	○				○				△	△	
		4					△				△	△	
		5									△	△	
		6									△	△	
	内 部	1	○	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△
2		○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	
3		○				○				△	△		
4										△	△		
愛の手帳	1	○	△	△	△	○	○	○	○				
	2	○	△	△	△	○	○		○				
	3	○				△	○		○				
	4	○							△				
精神障害者 保健 福祉手帳	1	○		△	△	△			○				
	2								○				
	3												
難 病		△								△	△		
自己負担										有	有	有	
所得制限		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
年齢制限		有	有		有	有	有	有	有		有		
備考		施設入 所者を 除く	施設入所、3カ 月を超えて入院 している方を除 く	施設入所児を除く					他制度による助成 対象者を除く	介護保険 による助 成対象者 を除く	要介護 の方を 除く		

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

主な障害別該当事業一覧

制度		日常生活援助													
		心身障害者 訪問理美容サービス	心身障害者 寝具乾燥サービス	身体障害者 福祉マツサービス券	心身障害者 紙おむつ支給	心身障害者 おむつ代金助成	友愛ホームサービス	北区手話通訳者派遣	重症心身障害児(者)等 在宅レスパイト	自動車運転免許 取得経費の助成	身体障害者 自動車改造費助成	(ガソリン券 自動車燃料費の助成)	福祉タクシー券		
障害種別 級・度	視覚	1		△		○	○					○	○		
		2		△		○	○					○	○		
		3										○			
		4										△			
		5													
		6													
	身体障害者手帳	聴覚又は 平衡機能	2		△		△	△			○		○		
			3							○		○			
			4							○			△		
			5							○					
			6							○					
			3								○		△		
		言語	3										△		
			4												
			上肢・下肢・ 体幹・ 肢体不自由	1	△	△	○	○	○			○	○	○	△
				2	△	△	○	○	○			○	○	○	△
				3			○					○	△	△	△
				4								△	△	△	
	5									△	△	△			
	6										△	△			
	内部	1		△		○	○			○		○	○		
		2		△		○	○			○		○	○		
		3								○		○	○		
		4								○		△			
愛の手帳	1	△	△		○	○			○	○	○	○			
	2	△	△		○	○			○	○	○	○			
	3		△						○		○				
	4								○						
精神障害者 保健 福祉手帳	1								○						
	2								○						
	3								○						
難病															
自己負担		有	有				有								
所得制限									有	有	有	有			
年齢制限									有	有					
備考		要介護 4・5 を除く	要介護 4・5 を除く		施設入所者、要介護 4・5の方、要介護3 (75歳以上)の方を 除く			上肢機能 障害のみ は 除く		総合等級 1・2級		施設入 所、入院 中の方を 除く			

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

主な障害別該当事業一覧

制度 障害種別 級・度		医療・健康					税・公共料金						
		心身障害者医療費助成制度(マル障)	自立支援医療更生医療	自立支援医療育成医療	自立支援医療精神通院医療	心身障害者歯科診療・摂食・嚥下外来	税金の控除・所得税	税金の控除・住民税	相続税の軽減	贈与税の軽減	個人事業税の軽減	自動車税・軽自動車税の減免	
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○		○	○	○	○		○	○
		4		○	○		○	○	○	○		○	△
		5		○	○		○	○	○	○		○	
		6		○	○		○	○	○	○		○	
	聴覚又は平衡機能	2	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○		○	○	○	○		○	○
		4		○	○		○	○	○	○		○	○
		5		○	○		○	○	○	○		○	△
		6		○	○		○	○	○	○		○	
		音声言語	3		○	○		○	○	○	○		○
	4			○	○		○	○	○	○		○	
	上肢・下肢・体幹・不自由	1	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3		○	○		○	○	○	○		○	△
		4		○	○		○	○	○	○		○	△
		5		○	○		○	○	○	○		○	△
		6		○	○		○	○	○	○		○	△
	内部	1	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
2		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
3		○	○	○		○	○	○	○		○	○	
4			○	○		○	○	○	○		○	△	
愛の手帳	1	○					○	○	○	○	○	○	
	2	○					○	○	○	○	○	○	
	3						○	○	○	○	○	○	
	4						○	○	○	○	○		
精神障害者保健福祉手帳	1	○			○		○	○	○	○	○	△	
	2				○		○	○	○	○	○		
	3				○		○	○	○	○	○		
難病													
自己負担		有	有	有	有								
所得制限		有	有	有	有					有			
年齢制限		有	有	有									
備考													

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

主な障害別該当事業一覧

制度 障害種別 級・度		税・公共料金										緊急	
		航空旅客運賃の割引	タクシー料金の割引	民営バス料金の割引	都営交通 無料乗車券と割引	精神障害者 都営交通乗車証	有料道路通行 料金の割引	NHKテレビ 受信料の減免	水道・下水道 料金の減免	青い鳥 郵便葉書の無償配布	NTT 無料電話番号案内	重度身体障害者等 緊急通報システム	
身体障害者手帳	視覚	1	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		2	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		3	○	○	○	○		△	△	△		○	
		4	○	○	○	○		△	△			○	
		5	○	○	○	○		△	△			○	
		6	○	○	○	○		△	△			○	
	聴覚又は 平衡機能	2	○	○	○	○		△	△	△	○		△
		3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
		5	○	○	○	○		△	△				
		6	○	○	○	○		△	△				
		音声	3	○	○	○	○		△	△	△		
	上肢・下肢・ 体幹・ 肢体不自由	1	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		2	○	○	○	○		△	△	△	○	○	△
		3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
		5	○	○	○	○		△	△				
		6	○	○	○	○		△	△				
	内部	1	○	○	○	○		△	△	△	○		△
		2	○	○	○	○		△	△	△	○		△
		3	○	○	○	○		△	△	△			
		4	○	○	○	○		△	△				
	愛の手帳	1	○	○	○	○		△	△	△	○	○	
		2	○	○	○	○		△	△	△	○	○	
3		○	○	○	○			△			○		
4		○	○	○	○			△			○		
精神障害者 保健 福祉手帳	1	○	△	○		○		△			○		
	2	○	△	○		○		△			○		
	3	○	△	○		○		△			○		
難病												△	
自己負担												有	
所得制限								有	有				
年齢制限		有							有			有	
備考								世帯要件あり					

この表は、本文に記載してある制度の一部を一覧表にしたものです。必ず本文と合わせてご利用ください。
○印はおおむね該当、△印は一部該当しますが、年齢や所得制限以外の要件があります。

1 相談

障害者の総合相談

身 知 精 難

心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、次のようなサービスの提供を行います。

- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用※
ホームヘルプ、ショートステイ、施設への通所・入所など
- 心身障害者の医療費助成
- 自立支援医療の給付
- 難病医療費助成申請の受付
- 障害を理由とする差別に関する相談
- 心身障害者福祉手当支給、福祉タクシー券交付、ガソリン券交付、
補装具※、日常生活用具支給※、紙おむつ支給※、訪問理美容※、寝具乾燥※、
マッサージ券※、緊急通報システムなど
- ※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します。介護保険対象で障害のある方は
23頁をご覧ください。

相談および問い合わせ（住所地で管轄がわかれます）

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ	
管轄	住所地
障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 ☎ 3908-1358 ☎ 3908-1359 FAX 3908-5344	王子、王子本町、上十条、上中里、岸町、栄町、十条台、 十条仲原、昭和町、滝野川、田端、田端新町、豊島、中里、中十 条、西ヶ原、東十条、東田端、堀船
障害福祉課 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991	赤羽、赤羽北、赤羽台、赤羽西、赤羽南、岩淵町、浮間、 神谷、桐ヶ丘、志茂、西が丘

下記（1）（2）（3）の相談等は以下でも受付けています。

月曜～土曜 午前9時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ	
管轄	住所地
滝野川地域障害者 相談支援センター ☎ 4334-6548 FAX 4334-6549	上中里、昭和町、田端、田端新町、中里、西ヶ原、東田端

（1）相談支援業務

- ①障害種別および年齢にかかわらず相談
- ②障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介
- ③権利擁護関連事業
- ④障害を理由とする差別に関する相談

- (2) 障害者福祉事業
訪問理美容※、寝具乾燥※、マッサージ券※、
紙おむつ支給※、福祉タクシー券、
ガソリン券、重度身体障害者等緊急通報システムの申請受付など
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用相談・申請受付※
上記管轄住所地の方のホームヘルプ・ショートステイ・施設への通所について
※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します。介護保険対象で障害のある方は
23頁をご覧ください。

障害に関する相談機関

障害者虐待防止センター	〒114-8508 王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎1階3番窓口 (障害福祉課王子障害相談係内) ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344
<p>【内容】障害者虐待防止に向けて、障害者ご自身も障害者を養護する方も支援する窓口です。</p> <p>【機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報または届出の受理 2 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言 3 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発 	
障害者 基幹相談支援センター	〒114-0032 中十条1-2-18 北区立障害者福祉センター2階 ☎/FAX 3905-7226 Eメール peernet@peernet.or.jp
<p>障害がある方の生活全般に関する相談に応じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種相談 生活全般に関する相談に応じ、各種情報の提供、専門機関等の紹介などを行います。 2 相談支援事業所等地域の関係機関との連携・人材育成 障害のある方の地域生活を支援するため関係機関との連携を図ります。相談支援事業所へのサポートとして、相談のアドバイスや研修を行います。複雑な相談については、支援機関と連携して適切な支援を提供します。 <p>【利用時間】(祝日・年末年始を除く)</p> <p>月曜～金曜 午前10時～午後6時 第2・4土曜 午前10時～午後5時</p>	

1 相談

障害者地域活動支援室 支援センターきらきら

〒114-0032 中十条1-2-18
 北区立障害者福祉センター2階
 ☎ 3905-7201・7202
 FAX 3905-7203

障害がある方の自立と社会参加を支援する施設です。（登録制）

- 1 オープンスペース
 気軽に立ち寄り、仲間と交流できる場です。また、情報コーナーも設置しています。
 - 2 生活相談
 - ・日常生活に関することや対人関係・医療・制度のことなど幅広い相談をお受けします。（電話・面接）（面接は原則として予約が必要です。）
 - ・障害者差別に関する相談をお受けします。
 - 3 生活支援
 日常生活での様々な課題に対する個別具体的な支援を行います。
 - 4 プログラムの実施 各種講座を実施しています。
 - 5 地域移行・地域定着支援
 入所・入院されている方が地域で生活するための相談支援を行います。
 - 6 障害者基幹相談支援センターの役割の一部を担っています。
- 【利用時間】（祝日・年末年始を除く）
 月曜～金曜 午前10時～午後6時（オープンスペースは午後5時まで）
 土曜 午前10時～午後5時（オープンスペースは午後4時まで）

就労支援センター北

身 知 精

〔主に知的・身体障害の方〕ドリームヴィ
 〒114-0034 上十条2-1-12
 ☎/FAX 3906-7753
 〔主に精神障害の方〕わくわくかん
 〒115-0044 赤羽南2-6-6
 スカイブリッジ21 地下1階
 ☎ 3598-3337 ※ドリームヴィ・わくわく
 かんともに北区在住または在勤の方

障害のある方の一般就労を促進し、安心して働き続けられるよう就労面と生活面の支援を一体的に行います。（登録制）

就労面の支援

職業相談・就職準備支援・職場開拓支援・職場実習支援・職場定着支援・離職時の調整および離職後の支援

生活面の支援

日常生活の支援・安心して働き続けるための支援・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計や自己決定の支援

【利用時間】

月曜～土曜

ドリームヴィ 午前10時～午後6時（祝日・年末年始を除く）

わくわくかん 午前10時～午後7時（祝日・年末年始を除く）

※利用方法については108頁をご覧ください。

東京都医療的ケア児支援センター

連絡先等については下記参照

人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なお子さん（医療的ケア児）やそのご家族が、お子さんの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにするための相談を受け付けます。

1 設置場所

【区部】 地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院内
東京都豊島区南大塚二丁目8番1号

【多摩】 同機構 東京都立小児総合医療センター内
東京都府中市武蔵台二丁目8番地の29

2 相談受付時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く。）

3 相談受付方法

電話もしくはWEBにより受け付けます。

■専用電話

【区部】 03-3941-3221

【多摩】 042-312-8164

■WEBお問合せフォーム

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=MedicalCareChildrenSupportCenter>

4 利用対象者

都内在住の医療的ケア児やそのご家族、その支援者、区市町村、関係機関等

5 業務内容

- ・医療的ケア児及びそのご家族等に対する相談支援
- ・区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整

医療的ケア児等
コーディネーター

〒115-0043 神谷1-13-10KourtK3 1階

あすか山訪問看護ステーション

☎ 03-6903-0313

Eメール kita-cshcn@jvnf.or.jp

医療的ケア児及びその家族等の相談に応じ、医療的ケア児等が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

1 各種相談

電話やメール、面接、訪問など総合的に対応し、障害福祉サービス事業所や医療機関、学校、保育園等、必要なサービスにつなげます。

2 医療的ケア児等に対する支援のための地域づくり

障害者基幹相談支援センターと連携し、区内相談支援事業者等とのネットワークの構築や人材育成の支援を行います。

【相談日時】

月曜・水曜・金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

1 相談

東京都北児童相談所 身 知 精	〒114-0002 王子6-1-12 ☎ 3913-5421 FAX 3913-9048
<p>児童（18歳未満）のあらゆる問題について児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談に応じ、各種の判定、診断、援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様々な問題についての相談に応じます。 ・児童とその家庭についての調査または診断をし、指導または援助を行います。 ・児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置を行います。 ・愛の手帳（18歳未満）の交付申請を受付けます。 <p>※愛の手帳（18歳以上）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請については27～29頁をご確認ください。</p> <p>【相談日時】 月曜日～金曜日、午前9時～午後5時 ※現在、児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は、緊急連絡ダイヤル03-5937-2330で対応。 （平日夜間：午後5時45分以降。土曜日・日曜日・祝日（年末年始を含む）） また、虐待に関する通告・相談については、全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル189でも対応。（24時間365日）</p>	

北区立 児童発達支援センター	〒114-0002 王子6-7-3 ☎ 3913-8841 FAX 3912-3016
<p>児童（18歳未満）の発達や障害に関するさまざまな相談に対応しています。</p> <p>【事業内容】総合相談（発達や療育に関する相談等） 障害児相談支援・児童発達支援・保育所等訪問支援 ※相談、ご利用にあたっては電話等での予約が必要です。</p> <p>【相談日時】月～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）</p>	

東京都 発達障害者支援センター	※18歳以上、未満の方で連絡先が変わります 下記を参照してください。
<p>都内在住・在勤の方の発達障害のある人とそのご家族、関係機関の方からの発達障害に関するご相談をお受けしています。</p> <p>必要に応じて、情報提供や他機関との連携（おとなTOSCAは原則的に行っていません）、関係機関コンサルテーション、研修の講師派遣なども行います。</p> <p>【18歳以上の方】おとなTOSCA 公益財団法人 神経研究所 〒112-0012 文京区大塚4-45-16 電話：03-6902-2082 ホームページ http://otona-tosca.org</p> <p>【18歳未満の方】こどもTOSCA 社会福祉法人 嬉泉 〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9 電話 03-6413-0231 メール tosca@kisenfukushi.com ホームページ http://www.tosca-net.com/</p>	

東京都手をつなぐ育成会 手をつなぐ あんしん相談 (青年期相談室)	東京都手をつなぐ育成会 〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階 ☎ 5389-2614 FAX 5389-4090
<p>知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。</p> <p>【相談日時】 月曜～木曜 午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く） 来所による相談の場合は電話等で相談日時を予約してください。</p>	

権利擁護センター 「あんしん北」	社会福祉法人 北区社会福祉協議会 〒114-0021 岸町1-6-17 ☎ 3908-7280 FAX 3905-4653
<p>高齢者や障害のある方などの福祉サービスの利用援助や金銭管理に関する相談、また成年後見制度についての相談などを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 社会福祉協議会の職員が相談に応じます。 <p>【相談日時】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談（予約制：前の週の金曜までの予約になります。） 専門相談員（弁護士などの専門家）が相談に応じます。 <p>【相談日時】 第1・3水曜 午後1時30分～午後4時30分（1時間程度） （祝日・年末年始を除く）</p>	

北区NPO・ ボランティアぷらざ	〒114-8503 王子1-11-1北とびあ4階 ☎ 5390-1771 FAX 5390-1778
<p>ボランティア活動に関する相談、情報の提供、活動の紹介を行っています。</p> <p>【利用時間】 火曜～土曜 午前10時～午後9時 日曜 午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）</p>	

※北とびあの改修に伴い岸町ふれあい館に移転予定

ハローワーク王子 (王子公共職業安定所)	〒114-0002 王子6-1-17 ☎ 5390-8609（代表） 東京ハローワーク ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/
<p>職業に関する相談や紹介、雇用保険手続、失業給付の支給などを行っています。また障害のある方の相談窓口もあります。（詳細は102頁、105頁をご覧ください）</p> <p>【開庁時間】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日は閉庁）</p>	

1 相談

東京都立

精神保健福祉センター **精**

〒110-0004

台東区下谷1-1-3

☎ 3844-2212（こころの電話相談）

こころの問題や病気で困っているご本人、あるいはご家族や身近な方からの相談を受けています。まずはこころの電話相談でご相談ください。専門の相談員がお話を伺った上、適切な医療機関や相談機関をご案内したり、必要に応じて面接相談（予約制）もお受けいたします。

アルコール依存・薬物依存・ギャンブル依存・思春期青年期の心の問題は、専門相談として受けております。専門相談では個別面接の他、ご本人やご家族向けのプログラム等を実施しています。

【こころの電話相談】

月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

高次脳機能障害
専用電話相談

東京都心身障害者福祉センター

地域支援課高次脳機能障害者支援担当

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋

庁舎（セントラルプラザ）13階

☎ 3235-2955（専用電話相談）

電話での相談が難しい場合にはFAX 3235-2957

高次脳機能障害のある方やそのご家族に対して生活や就労など様々な相談に応じています。

高次脳機能障害とは、脳卒中等の病気や事故による脳損傷の影響により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語などの認知障害が生じた状態をいいます。

【相談日時】

月曜～金曜 午前9時～12時 午後1時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

聴力障害者
情報文化センター



〒153-0053 目黒区五本木1-8-3
FAX 6833-5005 ☎ 6833-5004
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
(相談専用) FAXとメールは24時間受付
ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

生活や職業、精神保健福祉、聞こえや補聴器など聴覚障害全般についての相談に、相談員が無料で対応しています。必要に応じて、専門機関への紹介や同行支援等も行います。一人ひとりのコミュニケーション状態に合わせ、手話や筆談、補聴器や補聴援助システム等で、ゆっくりお話を伺います。また、ご家族や職場の方等、関係者からのご相談もお受けしています。

【開館日】 (来所及びリモートによる相談は要予約)

火曜・水曜・木曜・土曜…午前10時～午後5時

金曜…午前10時～午後7時

【閉館日】 日曜・月曜日、祝日、年末年始

【相談内容の例】

- ・生活相談…学校、職場、家庭内、健康、子育て、福祉制度など
- ・精神保健福祉相談…精神科医療や心の健康についてなど
- ・聞こえの相談…補聴器に関することや聞こえに関する事など
また、ウェブサイトを通じて、様々な情報提供を行っています。
聴覚障害や手話等に関するお問い合わせにも対応いたします。

*メールには担当の相談員が回答いたします。(回答にはお時間をいただくことがあります。あらかじめご了承ください。)

1 相談

施設の入所および通所の相談 身 知 精

心身に障害のある方がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを提供する施設に入所あるいは通所して創作的活動、生産活動や能力向上のため訓練を受けることができます。

(事業者・施設情報ホームページ)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

障害福祉サービス等情報検索 (WAM-NET)

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COPO00100E0000.do>

とうきょう福祉ナビゲーション

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

社会福祉法人全国社会福祉協議会

<https://www.shakyo.or.jp/index.htm>

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

相談および問い合わせ	
18歳未満 の入所	東京都北児童相談所 〒114-0002 王子6-1-12 ☎ 3913-5421 FAX 3913-9048 月曜～金曜 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
上記以外	障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-1358 FAX 3908-5344 赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

聴覚障害者相談・電話通訳 身

手話通訳連絡所 (北区役所第一庁舎 1 階) と手話通訳連絡所・赤羽分室 (赤羽障害相談係内) では聴覚障害者相談と電話通訳などを行っています。

予約の必要はありません。(北区手話通訳者派遣については72頁をご覧ください)

【相談日時】

月曜～金曜 区役所 午前8時30分～午後5時15分

赤羽分室 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く)

問い合わせ
手話通訳連絡所 (区役所第一庁舎1階 障害福祉課となり) FAX 3908-6323 ☎ 3908-8607

身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員 身 知 精

区長が委嘱した民間の協力者で、障害のある方の各種相談に応じ、助言を行います。
相談内容等の個人情報厳守されます。

委嘱期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

	氏 名	電話番号
肢体不自由	たぐち としえい 田口 俊衛	3912-8065
	なかむら けいこ 中村 恵子	3918-7169
	しみず やすこ 清水 康子	3949-3633
	とびた ふみこ 飛田 芙美子	3909-3098
視覚	えんどう よしひろ 遠藤 吉博	3906-4844
	いのやま としゆき 猪山 俊幸	3558-1744
聴覚	おおやぎ たけし 大八木 剛	3927-3141 (FAX)
	おさだ ゆみこ 長田 由美子	3907-3623 (FAX)
	にいづま たえこ 新妻 妙子	3910-2295 (FAX)
知的	しもだ かよこ 下田 加代子	3902-6477
	ぼんの みか 伴野 美香	3919-8829
	たんの かつとし 丹野 克哉	3927-0348
	すすき ちえこ 鈴木 千栄子	090-5803-4432
精神	ごとう かつよ 後藤 勝代	3949-3867 (飛鳥会事務所)
	まつくま だいさく 松隈 大作	3949-3867 (飛鳥会事務所)
	よしだ こういち 吉田 耕一	3949-3867 (飛鳥会事務所)

問い合わせ

障害福祉課 障害福祉係 ☎ 3908-9085 FAX 3908-5344

1 相談

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域で福祉向上のため、一人ぐらし高齢者の定期訪問や子どもたちの健全育成を支援するための活動など、地域の身近な相談相手として活動しています。

個人のプライバシーを守るため、民生委員・児童委員は法律で個人の人格を尊重し、秘密を守ることが義務づけられています。

生活する中で困っている問題や悩み事がありましたらお気軽にご相談ください。

担当の民生委員・児童委員の氏名・連絡先等については、お問い合わせください。

問い合わせ

地域福祉課 地域福祉係 ☎ 3908-9041 FAX 3908-6666

教育相談

幼児から高校生相当年齢までのお子さんの学校生活、友達関係、学校不適應、不登校、家族関係、発達の遅れ、障害などの様々な教育に関する相談を受け付けています。

【相談方法】電話相談

来所相談（予約制）

【相談日時】月曜～金曜 午前8時30分～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

問い合わせ

教育総合相談センター（教育相談）

☎ 3908-1326 FAX 3908-1327

※東京都の窓口

東京都教育相談センター

〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター4階

<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/>

電話相談

○教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン（24時間対応）

☎ 0120-53-8288

○高校進級・進路・入学相談

☎ 3360-4175

平日 午前9時～午後9時

土日祝日 午前9時～午後5時（閉庁日、年末年始を除く）

来所相談（事前予約制）

○教育相談一般

平日 午前9時～午後6時

毎月第3土曜日 午前9時～午後5時（8月のみ第4土曜日）

○高校進級・進路・入学相談

平日 午前9時～午後5時（いずれも閉庁日、年末年始を除く）

年に16回、土曜来所相談を行っています。詳細は当センターのWEBページを御覧ください。

メール相談（返信は1回のみ）<https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/mail/index.html>

SNS等教育相談

・相談はこちらから <https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/message/>

・対象：都内在住・在籍の小学生、中学生及び高校生相当年齢の子供本人
毎日午後3時～午後11時（受付は午後10時30分まで）

就学相談

小学校または中学校への入学や、区内の小中学校に在籍しているお子さんの転学にあたり、心身の発達に不安や心配があり、特別支援学級や特別支援学校等への就学を考えている方の相談を受け付けています。

【対象】 区内に住所があり、次に該当するお子さんが対象です。
(北区への転居が決まっているお子さんも対象です)

- 1 来年度小学校へ入学する年齢のお子さん
- 2 現在、小学校6学年に在籍するお子さん
- 3 現在、特別支援学校小学部・中学部に在籍する児童で、区立小・中学校への就学・転学を希望し、在籍学校長、都教育委員会が区立小・中学校への就学・転学が適当と判断したお子さん

【相談日時】

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

問い合わせ

教育総合相談センター(就学相談)

☎ 3908-1237 FAX 3908-1257

成年後見制度

知的障害や精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方々の財産管理や契約を補助したり代理したりすることによって、安心して生活できるように支援し、権利と暮らしを守る制度です。

※成年後見制度費用助成があります。詳しくは34頁をご覧ください。

【相談日時】 あんしん北 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」

〒114-0021 岸町1-6-17 ☎ 3908-7280 FAX 3905-4653

ホームページ <https://kitashakyo.or.jp/>

申立先

東京家庭裁判所 本庁後見センター 〒100-8956 千代田区霞ヶ関1-1-2

☎ 3502-5359 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時 FAX 3591-3964

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>

くらしにお困りの方は

高齢、障害、病気などで生活にお困りの場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し自立できるよう支援する生活保護制度があります。

保護を受けるには要件がありますので、生活福祉課にご相談ください。

問い合わせ

生活福祉課 相談係

☎ 3908-1144 FAX 3908-7171

1 相談

生活・仕事探しの相談

様々な事情で生活にお困りの方に対し、「北区くらしとしごと相談センター」において専門の相談支援員がそれぞれのご相談内容に応じた支援を行っています。

【支援内容】

- ① 自立相談支援（就労相談を含む）
- ② 住居確保給付金の申請・受付
- ③ 家計改善支援
- ④ 就労準備支援

【受付方法】

相談は無料

予約優先

北区くらしとしごと相談センター

〒114-0021 岸町1-6-17 北区立岸町ふれあい館1階

☎ 6454-3104 FAX 5948-6041 メール kurashi@kitashakyo.or.jp

（開設時間）月～金／8：30～17：15 （休館日）土・日・祝日・年末年始

問い合わせ

生活福祉課 生活支援係 ☎ 3908-9046 FAX 3908-1241

赤羽しごとコーナー

就職支援アドバイザーによる相談や、内職の相談・あっせん（要登録）を行っています。

【就職相談】

火・金曜（祝日を除く）午前9時30分～午後4時10分（予約制・定員1日5名）

【内職相談】

月～金曜（祝日を除く）午前9時～午後5時

問い合わせ

赤羽しごとコーナー ☎ 3908-3244 FAX 5993-0080

難病に関する各種相談（療養相談・就労相談・医療相談等） 難

問い合わせ

下記の場所で開催しています。

- ① 東京都難病相談・支援センター（順天堂大学診療放射線学科実習棟 2 階）
※療養相談・就労相談・医療相談会・医療講演会等
☎ 5802-1892
- ② 東京都多摩難病相談・支援室（都立神経病院 2 階）
※療養相談・就労相談・医療相談会等
☎ 042-323-5880
- ③ 東京都難病ピア相談室（東京都広尾庁舎 1 階）
※疾病別ピア相談・患者・家族の交流会等
☎ 3446-0220（相談専用） ☎ 3446-1144（予約・問合せ専用）

〈詳細はホームページをご覧ください〉

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/nanbyo/portal/index.html>

精神保健相談・依存症等専門医相談 精

こころの問題でお困りの方を対象に精神保健相談を行っています。

また、アルコールなどの依存症である方とその家族の回復のための相談も受けています。

（要予約・相談日時等については下記へお問い合わせください）

問い合わせ

保健サービス課	王子健康支援センター ☎ 3919-7588 FAX 3919-5163
	赤羽健康支援センター ☎ 3903-6481 FAX 3903-6486
	滝野川健康支援センター ☎ 3915-0184 FAX 3915-0171

1 相談

介護保険対象で障害のある方

障害のある方で、介護保険サービスと共通のサービスをご利用の場合は、障害者手帳をお持ちの方でも、介護保険制度対象の方は原則介護保険制度が優先します。

(障害のサービスと共通する主な介護保険サービス)

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・訪問入浴
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・福祉用具貸与・購入
- ・住宅改修費

(介護保険サービスの対象となる方)

- ・65歳以上の方（第1号被保険者）
- ・40歳から64歳までの方のうち医療保険に加入し、かつ下表の病気（特定疾病16種類）の方（第2号被保険者）

これらの方が入浴、排せつ、食事等の日常生活動作について介護を必要とする状態（要介護状態）にある、あるいは、虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受けることが必要な状態（要支援状態）である場合に「認定」を受けて対象となります。


疾病 16 種類			
① 筋萎縮性側索硬化症	② 後縦靭帯骨化症	③ 骨折を伴う骨粗しょう症	
④ 多系統萎縮症	⑤ 初老期における認知症	⑥ 脊髄小脳変性症	
⑦ 脊柱管狭窄症	⑧ 早老症		
⑨ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症		⑩ 脳血管疾患	
⑪ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病			
⑫ 閉塞性動脈硬化症	⑬ 関節リウマチ	⑭ 慢性閉塞性肺疾患	
⑮ 両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症			
⑯ がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）			

問い合わせ			
介護保険課	給付調整係	☎ 3908-1286	FAX 3908-9257
	認定調査係	☎ 3908-1120	FAX 3908-9257
高齢福祉課	高齢相談係	☎ 3908-9083	FAX 3908-1229
障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-1358	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991
滝野川地域障害者相談支援センター		☎ 4334-6548	FAX 4334-6549

区役所における各種相談

種 類	相 談 日 時	相 談 内 容	問い合わせ/相談場所
法律相談 予約制*1	月・水・金曜 (電話・オンライン相談は 月・水曜) 午後1時～午後3時30分	土地・建物、相続、 金銭貸借など一般的な法的 解決策	広報課区民相談室 区役所第一庁舎 3階2番窓口 ☎ 3908-1101 *1 相談希望日の前 の週の月曜から、 電話または窓口 で予約を受け付 けます(オン ライン相談の予 約は北区ホーム ページ内の専用 申込みフォーム から受付)。 *2 当月の最終相談 日の翌日から、 翌月分の予約を 電話または窓口 で受け付けます。 「*1」「*2」 ともに、相談 時間は、お一人 30分以内です。
交通相談 予約制*2	金曜 午後1時～午後4時	示談方法、損害賠償額の 算定、保険金の請求手続 きなど交通事故全般	
外国人相談 (中国語) 予約制*2	第2・4火曜 午後1時～午後4時	身近な生活情報の提供、 区の行政サービスに関す る相談(中国語で相談可)	
人権相談 予約制*2	第4火曜 午後1時～午後4時	いじめ、差別、虐待など 人権問題	
行政相談 予約制*2	第2木曜 午後1時～午後4時	国の行政全般に対する要 望・苦情	
税金相談 予約制*2	第2・3木曜 午後1時～午後4時	相続税、贈与税、所得税 など税金全般	
不動産 取引相談 予約制*2	第1・3木曜 午後1時～午後4時	土地・建物の売買など 不動産取引	
建築相談予 約制*2	第1・3火曜 午後1時～午後4時	設計・融資・敷地など建 築全般	
登記等相談 予約制*2	第2木曜 午後1時～午後4時	登記、債務整理、成年後 見など	
表示登記相談 (調査・測量) 予約制*2	第1木曜 午後1時～午後4時	土地の境界・測量調査、 新築時の建物表示登記など	
年金労働雇 用相談 予約制*2	第4木曜 午後1時～午後4時	年金、労働保険・社会保 険・人事・賃金などの労 務	
行政書士相談 予約制*2	第2火曜 午後1時～午後4時	遺言書、遺産分割協議書、 借地借家契約書などの作 成	

1 相談

種類	相談日時	相談内容	問い合わせ/相談場所
女性相談	<p>こころと生き方・DV相談* 予約制 曜日・時間については お問い合わせください。</p>	<p>パートナーからの暴力、 ハラスメント、親子関係、 人間関係、性自認や性的 指向等に関することなど の相談</p>	<p>スペースゆう(北区男女共 同参画活動拠点施設) ☎ 3913-0163</p>
	<p>女性のための法律相談 *予約制 曜日・時間については お問い合わせください。 ※オンライン相談可</p>	<p>離婚、相続、ハラスメン ト、性暴力被害など生活 全般に関わる法律問題に ついての相談</p>	<p>いずれも電話予約 (随時)</p>
	<p>女性のためのLINE相談 ToU(トゥユー) 毎週木曜・土曜 午後6時~9時 (年末年始・祝日を除く)</p>	<p>学校、仕事、子育て、家 庭等に関する様々な悩み の相談(友だち追加のう え、時間内にご相談くだ さい。)</p>	<p>多様性社会推進課 ☎3913-0161  友だち追加</p>
	<p>女性の健康相談 *予約制</p>	<p>女性の産婦人科医等によ る健康相談</p>	<p>赤羽健康支援センター (女性の健康支援センター) ☎ 3903-6481</p>
男性相談	<p>こころと生き方・DV相談 (電話相談のみ) *予約制 曜日・時間については お問い合わせください。</p>	<p>パートナーからの暴力、 ハラスメント、親子関係、 人間関係、性自認や性的 指向等に関することなど の相談</p>	<p>スペースゆう(北区男女共 同参画活動拠点施設) ☎ 3913-0163 電話予約(随時)</p>
性自認・性 的指向に 関する相 談	<p>スペースゆうにじいろ電話 相談 毎月第1土曜 午後2時~5時 ※予約不要</p>	<p>性自認や性的指向等に関 する悩みの相談</p>	<p>専門相談用電話 ☎ 3913-0162 ※時間内に直接お電話く ださい。</p>
	<p>スペースゆうにじいろ法律 相談 毎月第4日曜 午前10時~11時30分 ※予約制</p>		<p>予約電話 ☎ 3913-0163 ※オンラインでの相談を 希望する場合も電話での 予約が必要です。</p>
健康相談	<p>月~金曜 午前8時30分~午後5時</p>	<p>保健師、管理栄養士、歯科 衛生士等による健康相談</p>	<p>王子健康支援センター ☎ 3919-7588 赤羽健康支援センター ☎ 3903-6481 滝野川健康支援センター ☎ 3915-0184</p>

種類	相談日時	相談内容	問い合わせ/相談場所
消費生活 相談	月～金曜 午前9時30分～午後4時	契約に関するトラブルや 製品事故、商品・サービス についての疑問や苦情の 相談	消費生活センター ☎ 5390-1142 FAX 5390-1143
多重債務 相談		借金の返済に関する相談	
起業相談 経営相談	月～金曜 午前10時～正午 午後1時～午後4時 * 予約制	開業、経営の合理化、資金 繰り、販売戦略、下請け等 に関する相談	産業振興課 経営支援係 ☎ 5390-1237 FAX 5390-1141
ひとり親 (母子・父 子)相談 女性相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	母子・父子家庭の就業や生 活設計等、離婚、出産費用、 DV等女性の悩みに関する 相談	生活福祉課相談係 ☎ 3908-1142
ひとり親家 庭等相談 (そらまめ 相談室)	月～金曜 午前8時30分～午後5時 * 一部予約制	専門相談員によるひとり 親家庭の悩み全般に関す る相談 (個室の相談室あり)	そらまめ相談室 ☎ 3908-1363
法律相談 高齢者 (65歳以上) 障害者対象	毎週火曜 午後1時～午後4時 * 予約制	経済的に余裕のない方が 法的トラブルにあったと きの無料法律相談(刑事事 件は除く。同一問題につき 3回まで利用可。)	法テラス東京 ☎0570-078301 IP電話をご利用されている 場合は☎050-3383-5300 へおかけください。
子育て 相談	子ども・子育て相談 曜日・時間については お問い合わせください。	子ども自身の悩みや子育 てに関する相談など、臨床 心理士等による専門相談 を行っています。 児童虐待の疑いがある時 ☎3912-1894 (子ども家庭支援センター 虐待専用)	赤羽児童館 ☎ 3901-1460 豊島児童館 ☎ 3911-9520 桐ヶ丘児童館 ☎ 3900-8671 田端児童館 ☎ 3823-2860 滝野川西児童館 ☎ 3918-5872 西が丘児童館 ☎ 3906-6431 浮間子ども・ティーンズセンター ☎ 3967-6623 神谷子どもセンター ☎ 3598-6771
	子どもと家庭の総合相談 午前9時30分～午後5時		子ども家庭支援センター ☎ 3927-0874 (相談専用)

3 障害者総合支援法等

身体障害者手帳 身

身体に障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。

各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

手帳の様式についてカード様式または紙様式を選択することができます。

- ①視覚障害 1～6級 ②聴覚障害 2～4・6級 ③平衡機能障害 3・5級
④音声・言語・そしゃく機能障害 3・4級 ⑤肢体不自由 1～6級
⑥内部障害 1～4級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

【手続】

1 新規・更新

- ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）
- ②指定医記入の診断書・意見書（障害福祉課の窓口にあります）
- ③写真（タテ4cm×ヨコ3cm、正面、脱帽、上半身）1枚
※②・③とも1年以内のもの
- ④個人番号確認資料

2 住所変更

- ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）
- ②手帳、③個人番号確認資料

3 氏名変更

- ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）、②手帳、③個人番号確認書類

4 再交付

- ・障害程度の変更・追加…上記1の①・②・③・④
- ・手帳の破損・紛失…上記1の①・③・④
- ・他県で交付を受けた手帳を都の手帳に変える場合…上記1の①・③・④
- ・写真貼替…上記1の①・③・④

5 返還

- ①申請書（障害福祉課の窓口にあります）、②手帳、③個人番号確認資料
- ・死亡されたとき
- ・手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき
- ・障害程度が軽くなり、法に定める障害に該当しなくなったとき
- ・手帳の更新をして新しい手帳の交付を受けたとき

【マイナンバーについて】

申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

愛の手帳 知

東京都が発行する手帳で、知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度は総合判断し、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）に区分されています。

なお、国の制度として「療育手帳」があります。他の道府県からの転入の場合は、新たに「愛の手帳」の交付を受けてください。

手帳の様式についてカード様式または紙様式を選択することができます。

【手続】

1 新規・更新

次の施設に直接予約して判定を受けてください。

18歳未満	東京都北児童相談所 ☎ 3913-5421 FAX 3913-9048 〒114-0002 王子6-1-12 ※3歳、6歳、12歳に年齢更新の判定を受けてください。
18歳以上	東京都心身障害者福祉センター ☎ 3235-2961 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階 ※18歳に達した場合は更新の判定を受けてください。

2 氏名変更

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

3 住所変更（北区内で転居・都内の市区町村から北区に転入したとき）

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

※北区外に転出されたときは、転出先の区市町村の窓口で届出

4 再交付（手帳の破損・紛失したとき）

申請書（障害福祉課の窓口にあります）、手帳（※お持ちの方のみ）、

写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、正面、脱帽、上半身）

5 返還

返還届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

① 死亡されたとき

② 都外転出されたとき

③ 手帳の再交付を受けた後、紛失した手帳が見つかったとき

④ 手帳の更新をして新しい手帳の交付を受けたとき

⑤ 手帳を必要としなくなったとき

※再び手帳が必要となった場合は再度判定を受ける必要があります。

問い合わせ

<1 新規・更新の手続について>

（18歳未満）・・・東京都北児童相談所 ☎ 3913-5421

（18歳以上）・・・東京都心身障害者福祉センター ☎ 3235-2961

<2 氏名変更、3 住所変更、4 再交付、5 返還の手続について>

（〒114地域にお住まいの方）

障害福祉課王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

（〒115地域にお住まいの方）

障害福祉課赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

3 障害者総合支援法等

精神障害者保健福祉手帳 精

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、障害の等級は1級～3級まであります。2年ごとに更新の手続きをし、障害等級について再認定します。

手帳を交付された場合、各種サービスを受けることができます。

手帳の様式について、カード様式または紙様式を選択することができます。（ただし、新規申請または更新申請に限る。）

【手続】

1 新規・更新

① 申請書（障害福祉課の窓口にあります）

② 診断書（障害福祉課の窓口にあります）

※発行から3カ月以内のもの

※発行日が初診日から6カ月以上経過していること

※「精神障害」による障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、年金証書の写しで申請ができます。この場合、日本年金機構等に照会することがあるため、窓口にて「同意書」を記入願います。

③ 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、正面、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの、写信用紙にプリントしたもの）

④ 現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）

2 住所変更（北区内で転居・都内の市区町村から北区に転入したとき）

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

3 住所変更（他の道府県からの転入）

変更届、上記1の①③、手帳

※北区外に転出されたときは、転出先の自治体の窓口で届出

4 氏名変更

変更届（障害福祉課の窓口にあります）、手帳

5 等級変更

新規・更新と同じ

6 再交付（手帳の破損または紛失）

上記1の①③、手帳（破損の場合）

【マイナンバーについて】

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課王子障害相談係	☎	3908-1359	FAX	3908-5344
赤羽障害相談係	☎	3903-4161	FAX	3903-0991

戦傷病者手帳

旧軍人、軍属で増加恩給、傷病年金等を受けているか、厚生労働大臣の認定を受けている方に交付されます。手続については、直接、東京都福祉局にお問い合わせください。

問い合わせ

東京都福祉局

生活福祉部 企画課 援護恩給担当 ☎ 5320-4078 FAX 5388-1403

被爆者健康手帳

申請手続については、直接、東京都保健医療局にお問い合わせください。

再交付と北区への転入は、地域福祉課地域福祉係で受け付けます。都外転出の場合は、新住所の道府県庁へ届け出てください。

※申請の際は、できるだけ事前にご連絡ください。

問い合わせ

東京都保健医療局保健政策部 疾病対策課 被爆者援護担当 ☎ 5320-4473

地域福祉課 地域福祉係 ☎ 3908-9015 FAX 3908-6666

障害者総合支援法・児童福祉法（障害児通所支援） 身 知 精 難

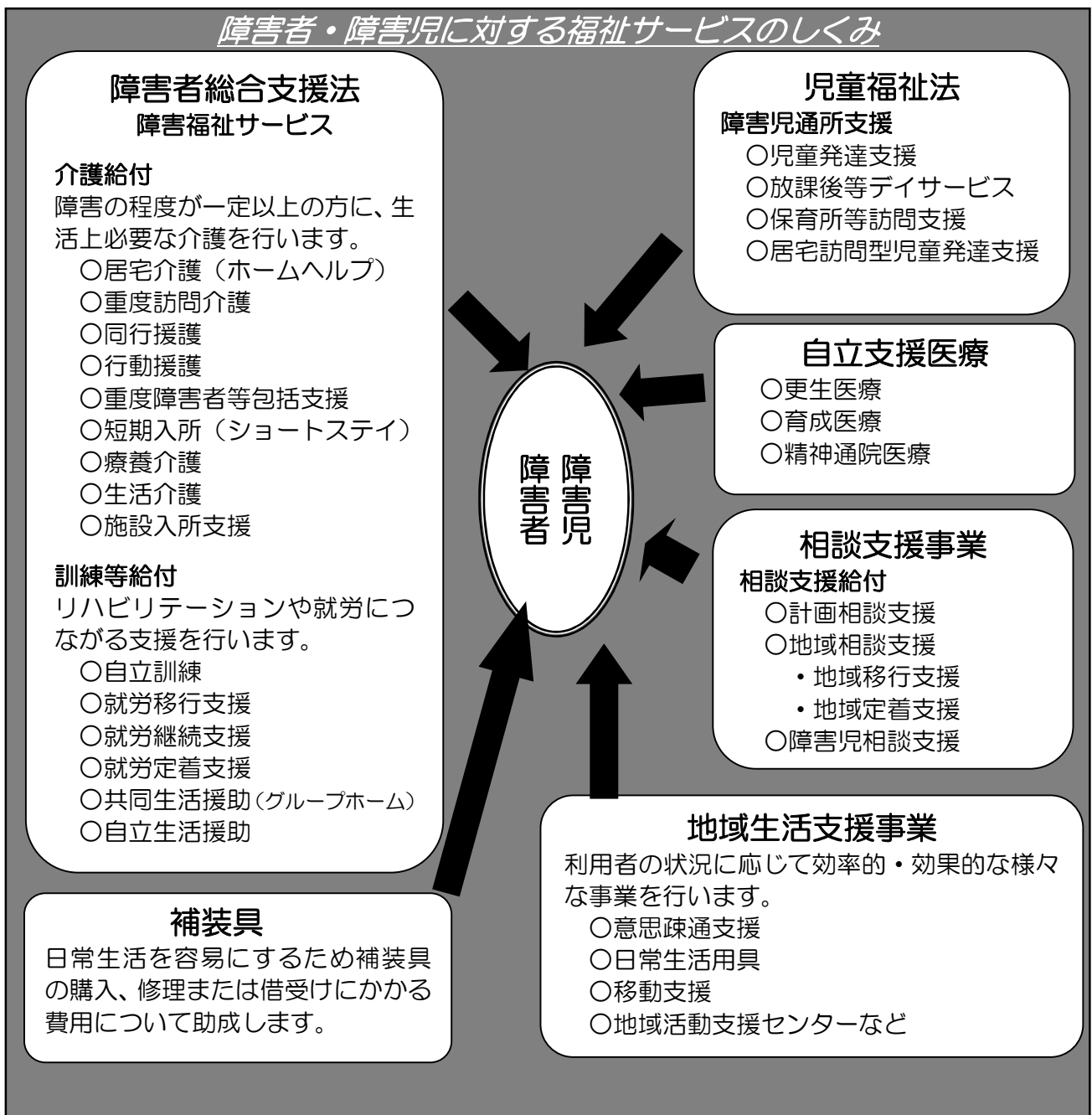
障害者総合支援法のもと、障害者の自立と社会参加を支援するため、障害種別にかかわらず共通の福祉サービスが、身近な地域において受けられます。

障害のある方への福祉サービスは、障害の程度や社会活動、介護者、居住などの状況により支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、地域の特性や利用者の状況に応じて区が主体で行う「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練などの支援を受ける「訓練等給付」に分かれます。利用できるサービスの種類と支給量は、障害支援区分とサービス利用の意向などにより決定されます。

また、障害福祉サービス（障害児通所支援）の申請をした方へ計画相談支援（障害児相談支援）が原則として行われます。

合支
法等



介護給付	
居宅介護 (身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、通院するときや官公署(区役所など)への手続きに行く場合に移動の支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害のある方および重度の精神障害のある方で常に介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
短期入所	居宅で介護する方が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
生活介護	日常生活全般に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した方に、就労等に関する相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日を含め相談や日常生活の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問し、良好に生活を送れているか等の確認を実施し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

相談支援事業の内容

区内の相談支援事業所については、155～158頁をご覧ください。

相談支援給付	
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成、および作成された「サービス等利用計画」が適切かをモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等に入院している方に、住居の確保等地域生活に移行するために必要な相談、支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する方に、地域生活を継続していくために緊急時等の必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、利用決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成、および利用している障害児通所支援について、その内容が適切かをモニタリングし、必要に応じて見直しを行います。

合支
去等

障害児通所支援

障害児を対象とした児童福祉法のサービスは以下のとおりです。

児童発達支援	心身の発達に遅れやつまずき、あるいはその疑いのある未就学児を対象に療育支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児（重症心身障害児など）の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を行います。

地域生活支援事業の内容

意思疎通支援事業	聴覚・言語障害等のある方に手話通訳者等を派遣します。
日常生活用具費用の助成	日常生活用具費用を助成します。（詳細は53頁をご覧ください）
住宅設備改善費用の助成	住宅設備改善費用を助成します。（詳細は67頁をご覧ください）
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
日中一時支援事業	日中の支援、一時的見守り、日常的な訓練を行います。
身体障害者 訪問入浴サービス	巡回入浴車を派遣し、居室で入浴（洗体・洗髪・洗顔）を行います。（詳細は69頁をご覧ください）
障害者運転免許 取得経費補助事業	18歳以上の方が自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。（詳細は76頁をご覧ください）
身体障害者用 自動車改造費補助事業	就労などのために、身体障害者本人が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。（詳細は77頁をご覧ください）
成年後見制度費用助成	身寄りがないなど申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います。また、本人および親族申立ての場合は、申立てに要する費用を負担する事が困難な方に対して申立て費用や成年後見人の報酬等を助成します。
重度障害者等 就労支援事業	重度障害者の方に通勤や職場等における支援をします。
重度障害者大学等 修学支援費補助事業	重度障害者の方が大学に通う際に必要な介護の費用を助成します。

障害福祉サービスの申請・決定の流れ

1 相談・申請

サービス利用にあたり、区にサービス利用申請を行います。



2 サービス等利用計画案の提出依頼、作成

区から提示された相談支援事業所リストを参考に事業所を選択して契約を結び、サービス等利用計画案の作成を依頼します。



3 聞き取り調査（障害支援区分の一次判定）

利用者本人の心身の状況や介護者の状況などの調査があります。



4 審査（障害支援区分の二次判定）、区分認定通知送付

一次判定結果・医師意見書・認定調査特記事項をもとに、審査会で障害支援区分及び有効期間を認定します。



5 サービス等利用計画案等必要書類の提出

利用者の方は区分認定通知を受け取ったら相談支援事業所にその旨を連絡し、相談支援事業所は作成したサービス等利用計画案を区に提出します。



6 支給の決定

二次判定、サービス利用計画案をもとに、支給の要否が決定され、利用者の方に支給決定の内容を記載した障害福祉サービス受給者証を交付します。



7 サービス利用契約・障害福祉サービスの利用

サービス事業者とサービス利用の契約を結び、サービスの利用が可能になります。



8 サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

支給決定後、一定期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行います。

※介護保険制度の適用が可能な場合は、介護保険制度が優先します。23頁をご覧ください。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

負担上限月額について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて4区分の負担上限月額が設定されます。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

（所得を判断する際の世帯範囲）

種 別	世帯範囲
18歳以上の障害のある方 （施設に入所する18～19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18～19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障害児（18歳未満）の場合は、負担上限月額を世帯全員の所得で判断します。

18歳以上の障害者の場合には、本人と配偶者のみの所得で判断します。

（ただし、施設に入所する20歳未満の方は世帯全員の所得で判断します。）

負担上限月額

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得1 区市町村民税非課税世帯 本人または保護者の年収80万円以下	
	低所得2 区市町村民税非課税世帯 低所得1に該当する方を除く	
一般1	区市町村民税課税世帯 区市町村税所得割額16万円（障害児および20歳未満の施設入所者の場合は28万円）未満	障害者9,300円 障害児4,600円 【20歳未満の施設入所者】 9,300円
一般2	区市町村民税課税世帯 一般1に該当する方を除くおよび 18歳以上の共同生活援助、宿泊型自立訓練等の利用者	37,200円

※負担能力に応じて設定される負担上限月額と、サービス費用総額の1割を比較していずれか小さい方の額が利用者負担額になります。

※扶養控除一部廃止に伴う利用者負担の増加が生じないように、基準とする税額を調整して月額負担上限額を算定します。

※複数の事業者を利用し、毎月上限額を超えることが予想される場合は、ご利用の事業者に利用者負担上限額の管理を依頼することができます。

利用者負担の軽減について

補足給付

- ・20歳以上で入所施設を利用する場合、負担上限月額区分が「生活保護」「低所得」の方は、一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- ・20歳未満で入所施設を利用する場合、負担上限月額区分に応じて一定額が手元に残るように、食費、光熱水費等の負担の軽減があります。
- ・グループホームの利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

食事提供体制加算

- ・通所施設を利用する場合、月額負担上限額の区分が「生活保護」「低所得」「一般1」の方は、食材料費のみの負担となるよう食費の負担の軽減があります。

医療型個別減免

- ・20歳以上で医療型施設や療養介護を利用する方（低所得の世帯）は、一定額が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。
- ・20歳未満で医療型施設や療養介護を利用する方は、一定額が手元に残るように負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。

生活保護移行防止

- ・負担軽減をしても、定率負担や食費等の負担により、生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象とならない額まで月額負担上限額および食費等実費負担を引き下げます。

児童発達支援等の無償化

- ・就学前の障害児等を支援するため、満3歳になって初めての4月1日から3年間、就学前の子ども向けサービス（児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）の利用者負担が無償化されます。

※利用者負担以外の費用（医療費のほか、食費等実費で負担するもの）はお支払いいただくこととなります。

※児童発達支援給食費の助成 →68頁をご覧ください

※東京都児童発達支援など利用者負担の助成 → 68頁をご覧ください

多子軽減措置

- ・障害児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用している児童の保護者と同じ世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等や障害児通所支援を利用する場合、利用者負担が軽減されます。
- ・年収約360万円未満相当世帯（世帯における市町村民税所得割合計額が77,100円以下）については、保護者と生計を同じくする兄弟（年齢を問わず）の中で第2子以降の乳幼児が障害児通所支援を利用する場合は、利用者負担が軽減されます。

高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置

- 高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるため利用者負担（1割）が新たに生じてしまいます。そのため、一般高齢者との公平性を踏まえ、以下の条件すべてに該当する方については、介護保険サービスに移行した場合の利用者負担が軽減されます（償還払い方式により後で返還となります）。

【対象者】

- 1 65歳に達する日前5年間にわたり、相当障害サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）に係る支給決定を受けていたこと。
- 2 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護）を利用する場合であること。
- 3 65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減を申請する際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。
- 4 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。

高額障害福祉サービス費

- 同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合は、負担上限月額が変わらず、これを超えた分が還付されます（償還払い方式により後で返還となります）。補装具費も合算対象になります。

自立支援医療 →86～88頁、**補装具** →52頁をご覧ください

問い合わせ	
障害福祉課王子障害相談係	☎ 3908-1358 FAX 3908-5344
赤羽障害相談係	☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

4 手当・年金

心身障害者福祉手当（区の制度）

身 知 精 難

【対象および手当額】

対 象	手当月額
○身体障害者手帳（1・2級） ○愛の手帳（1・2・3度） ○脳性麻痺 ○進行性筋萎縮症 ○難病医療費助成を受けている方	15,500円
○身体障害者手帳（3級） ○愛の手帳（4度） ○精神障害者保健福祉手帳（1級）	10,000円

※難病医療費助成については、88～89頁をご覧ください。

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 規則に定める施設に入所している方
- 2 保護者がその子に係る児童育成手当の障害手当を受給している児童(20歳未満)
- 3 65歳以上で新たに申請する方

※ただし、施設入所などで65歳未満に申請を行えなかった方は対象となる場合があります。

- 4 本人(20歳未満のときは扶養義務者等)の所得が40頁の所得限度額を超える方

※20歳以上の方は本人所得のみで所得判定を行います。20歳未満の方で扶養義務者等が所得限度額を上回っている方は、20歳になる誕生日の前日の属する月の1日以降に申請すると支給対象となる可能性があります。

<各受給月の判定対象となる所得>

- ① 8～12月分：受給月からみて昨年中の所得
- ② 1～7月分：受給月からみて一昨年中の所得 で所得判定を行います。

【支給方法】

各支払月(4月、8月、12月)の末日までに前月分までを本人の口座に振り込みます。

【手 続】

次のものをご持参ください。

- 1 障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証
または都医療券等
- 2 本人名義の振込金融機関の口座がわかるものの写し（通帳・キャッシュカード）
- 3 前住所地の住民税課税（非課税）証明書（北区に転入された方のみ）

※年度当初をはじめ、場合によってはご提出いただくことがあります。

※申請日によって証明書の年度が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

重度心身障害者手当（都の制度）

身 知

【対 象】

心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とする、次のいずれかの障害のある方

- 1 重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする著しい精神症状を有する方
- 2 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- 3 重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な程度以上の方

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 新規申請時に65歳以上の方
- 2 規則に定める施設に入所している方
- 3 病院等に継続して3ヵ月を超えて入院している方
- 4 本人(20歳未満のときは扶養義務者)の所得が下表の所得限度額を超える方
 - ①11月～12月分の手当は、支給月からみて昨年の所得
 - ②1月～10月分の手当は、支給月からみて一昨年の所得 で所得判定を行います。

所得限度額表 (円)

扶養親族人数	収入額	所得額
0人	5,180,000	3,604,000
1人	5,656,000	3,984,000
2人	6,132,000	4,364,000
3人	6,604,000	4,744,000
4人	7,027,000	5,124,000

※この表の収入額は、給与所得者を例として給与所得控除をする前の金額です。
なお、世帯の状況に応じて控除が受けられる場合があります。

※所得には、障害を理由とする公的年金（障害年金）は含まれません。

【手 続】

新規申請される方は、事前にご連絡ください。障害福祉課で申請後、東京都心身障害者福祉センターで障害判定を行い、東京都が支給資格を審査します。

なお、北区に転入された方で、すでに重度心身障害者手当を受給している方は、重度心身障害者手当の住所変更の届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【手当月額】 60,000円

【支給方法】 毎月、東京都から本人の指定口座へ振り込みます。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

4 手当・年金

特別障害者手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

20歳以上であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする、次のいずれかの障害のある方
 ○重度障害が重複する方、○特に重い肢体不自由・知的障害・精神障害・内部障害の方など
 ※障害者手帳を所持していなくても重度の障害が認められれば、対象となる場合があります

【支給制限】 次のいずれかにあてはまる方は受給資格の認定対象となりません。

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める施設に入所している方
- 2 病院等に継続して3ヵ月を超えて入院している方

【所得制限】

本人または扶養義務者等の所得が下表の所得限度額を超えている方は、受給資格の認定を受けても、支給停止となります。なお、受給資格の認定を受けた方は、毎年の現況届をご提出いただき、所得の再確認を行います。

①8月～12月分の手当は、受給月から見て昨年の所得

②1月～7月分の手当は、受給月から見て一昨年の所得で所得判定を行います。

※本人が20歳以上の方でも、扶養義務者等は所得判定の対象となります。

所得限度額表

(円)

扶養親族人数	本 人		扶養義務者等	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

※この表の収入額は、給与所得者を例として給与所得控除をする前の金額です。

なお、世帯の状況に応じて控除が受けられる場合があります。

※本人の所得額には、障害を理由とする公的年金（障害年金）も含まれます。

【手 続】

新規申請される方は、事前にご連絡ください。なお、北区に転入された方で、すでに特別障害者手当の認定を受けている方は、特別障害者手当の住所変更の届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【手当月額】 28,840円

【支給方法】 2月、5月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

障害児福祉手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする、次のいずれかの障害のある児童

- 1 「身体障害者手帳」おおむね1級及び2級の一部に相当する児童
- 2 「愛の手帳」おおむね1度及び2度の一部に相当する児童
- 3 常時介護を必要とする状態にある疾病・精神障害の児童

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める施設に入所している児童
- 2 障害を理由とする公的年金（障害年金）を受給している児童

【所得制限】

本人または扶養義務者等の所得が41頁の所得限度額を超えている方は、受給資格の認定を受けても、支給停止となります。なお、受給資格の認定を受けた方は、毎年の現況届をご提出いただき、所得の再確認を行います。

【手 続】

新規申請される方は、事前にご連絡ください。なお、北区に転入された方で、すでに障害児福祉手当の認定を受けている方は、障害児福祉手当の住所変更の届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【手当月額】 15,690円

【支給方法】 2月、5月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

一部申請の際に個人番号確認と身元確認が必要となります。手続きの際は、「個人番号確認資料」及び「本人を確認する書類」を持参してください。なお、個人番号確認と身元確認の対象者は手続きによって異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

障害福祉課	王子障害相談係	☎ 3908-9081	FAX 3908-5344
	赤羽障害相談係	☎ 3903-4161	FAX 3903-0991

心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当 特別障害者手当・障害児福祉手当

における所得判定の流れ

★所得計算について（※所得額が所得限度額を上回った場合、受給できません。）

$\boxed{\text{収入額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{控除額}} = \boxed{\text{所得額}}$

（注1） 給与収入は住民税と同様に給与所得控除額を差し引きます。

（注2） 所得計算は、住民税の所得金額、控除金額をもとに行います。ただし、計算対象となる所得や控除は、住民税と異なります。

（注3） 障害者本人及び扶養義務者等が住民税未申告の場合、所得判定ができず、手当の支給審査ができません。

詳しくは、各手当の問い合わせ先にご連絡ください。

4 手当・年金

特別児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母または養育者

- 1 身体障害者手帳1～3級程度の児童（4級の一部を含む）
- 2 愛の手帳1～3度程度の児童
- 3 上記1、2と同程度の疾病もしくは、身体又は精神の障害のある児童
※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 父母または養育者および同居の扶養義務者の所得が限度額を超えている方
- 2 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所している方
- 3 児童が自らの障害を支給事由とする公的年金を受けている方

【手当月額】

- | | |
|-----------|---------|
| 1級（重度）の場合 | 55,350円 |
| 2級（中度）の場合 | 36,860円 |

【支給方法】

4月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

児童育成手当 障害手当（都の制度）

身 知

【対 象】

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母または養育者

- 1 身体障害者手帳1・2級程度の児童
- 2 愛の手帳1～3度程度の児童
- 3 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 父母または養育者の所得が限度額を超えている方
- 2 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所している方

【手当月額】 15,500円

【支給方法】 2月、6月、10月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

児童育成手当 育成手当（都の制度） 身 知

【対 象】

18歳に達した年度の末日までの児童のうち、父または母が重度の障害を有する児童、もしくは離婚や死亡などにより父または母がいない児童を養育している父母または養育者
 ※重度の障害とは、労働することを不能にさせ、常時の介護を必要とする程度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）が該当します。

【支給制限】

次のいずれかに当てはまる方は対象となりません。

- 1 父母または養育者の所得が限度額を超えている方
- 2 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所している方
- 3 父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母に重度の障害を有している場合を除く）
- 4 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている方

【手当月額】 13,500円

【支給方法】 2月、6月、10月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

4 手当・年金

児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【対 象】

次のいずれかに該当する20歳未満で身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害のある児童を養育している母・父または養育者。ただし、児童が上記障害に該当しない場合は18歳に達した年度の末日までの児童を養育している母・父または養育者。

- 1 父または母が重度の障害を有する児童
- 2 父母が離婚し、父または母に養育されていない児童
- 3 父または母が死亡、または生死不明の児童
- 4 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 5 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 6 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない児童
- 8 母が児童を懐胎した当時の事情が不明な児童（棄児等）

【支給制限】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 請求者および同居の扶養義務者の所得が限度額を超えている方
- 2 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している方
- 3 請求者または児童が日本国内に住所を有しない方
- 4 父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- 5 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている方

【年金との併給制限】

請求者または児童が国民年金や厚生年金保険などの公的年金の給付を受けているとき（公的年金の子加算の対象となっている児童も含む）、年金額が児童扶養手当額より低い方はその差額分の児童扶養手当を受給できます。

【手当月額】

- 児童1人の場合 全部支給45,500円
一部支給45,490円～10,740円（所得に応じて決定されます）
- 児童2人の場合 全部支給10,750円加算
一部支給10,740円～5,380円加算（所得に応じて決定されます）
- 児童3人以上 全部支給3人目以降1人につき6,450円加算
一部支給3人目以降1人につき6,440円～3,230円加算（所得に応じて決定されます）

【支給方法】1月、3月、5月、7月、9月、11月に指定口座へ振り込みます。

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

ひとり親家庭等医療費助成（マル親）（都の制度） **身** **知** **精**

【対象】

次のいずれかに該当する20歳未満で身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害のある児童を養育している母・父または養育者。ただし、児童が上記障害に該当しない場合は18歳に達した年度の末日までの児童を養育している母・父または養育者。

- 1 父または母が重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- 2 父母が離婚し、父または母に養育されていない児童
- 3 父または母が死亡、または生死不明の児童
- 4 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 5 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 6 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない児童
- 8 母が児童を懐胎した当時の事情が不明な児童（棄児等）

【対象外】

次のいずれかにあてはまる方は対象となりません。

- 1 請求者および同居の扶養義務者の所得が限度額を超えている方
- 2 児童が児童福祉施設（通園施設等を除く）に入所している方
- 3 請求者または児童が日本国内に住所を有しない方
- 4 父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母が重度の障害を有している場合を除く）
- 5 児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている方
- 6 生活保護を受けている方
- 7 医療保険の未加入者

【助成内容】

- 1 住民税が課税されている方
医療保険の自己負担分からマル親一部負担金を除いた額（受給者は1割負担）
- 2 住民税が非課税の方
医療保険の自己負担分（受給者の自己負担なし）

【助成対象とならないもの】

医療保険の対象とならないもの（食事代、差額ベッド代、予防接種、健康診断、文書料等）
他の公費医療で助成される医療費など

問い合わせ

子ども未来課 子育て給付係 ☎ 3908-9096 FAX 3908-8310

4 手当・年金

東京都心身障害者扶養共済制度 身 知 精 難

障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害と認められたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

(※東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です)

【対象】

保護者と障害者が以下の要件を満たしていること

○保護者（加入者）

次のすべての要件を満たしている方

- 1 障害者を扶養する保護者であること
- 2 東京都内に住所があること
- 3 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- 4 加入年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること。

○障害者の範囲

次のいずれかに該当する障害をお持ちの方

- 1 知的障害者
- 2 身体障害者（1級～3級）
- 3 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が1又は2と同程度の方（脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※この制度に加入できるのは、障害者1人に対して1人の保護者のみです。

【掛金】

保護者の加入時の年齢により異なります。

【加入手続】

必要書類をそろえ北区で受付、東京都を通して生命保険会社による審査を経て加入となります。

【支給月額】

20,000円（加入1口当たり。障害者1人につき、2口まで加入できます）

その他詳細については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ

（内容に関する問い合わせ）

東京都扶養共済事務センター ☎ 3344-8633

（申請窓口）

障害福祉課 王子障害相談係 ☎ 3908-9081 FAX 3908-5344

赤羽障害相談係 ☎ 3903-4161 FAX 3903-0991

国民年金

【老齢基礎年金】

保険料を納めた月数と保険料の免除・納付猶予または学生納付特例を受けた期間および合算対象期間等を合わせて10年以上ある方が受けられます。

【障害基礎年金】

20歳からの国民年金加入中、または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがにより、障害が残ったとき、障害の程度（国民年金法で定められた基準により判断されます。詳細は50～51頁を参照してください。）に応じて、1級・2級の年金が受けられます。ただし、初診日の前日において国民年金法で定められた保険料納付済み期間等を満たしていることが必要です。

また、20歳になる前に初診日がある場合は、20歳になったとき、上記の障害の程度に応じて、1級・2級の年金が受けられます。保険料納付要件はありませんが、本人所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

【遺族基礎年金】

国民年金に加入中や加入者であった方で保険料納付済期間や保険料免除期間などを合わせて原則25年以上ある方が死亡した場合、その方の子のある配偶者または子が受けられます。子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、あるいは1級・2級の障害のある子が20歳になるまで受給できます。

【寡婦年金】

第1号被保険者（任意加入期間含む）として保険料納付期間と免除期間を合わせて10年以上ある夫が、年金を受けずに死亡したとき（平成29年8月1日より前に死亡した場合は25年以上）、婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまで受給できます。

【死亡一時金】

第1号被保険者（任意加入期間含む）として保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族が、遺族基礎年金または寡婦年金を受けないとき受給できます。

【脱退一時金】

第1号被保険者として保険料を6ヵ月以上120ヵ月未満納付した短期在留の外国人が年金を受けずに帰国したとき受給できます。

【特別障害給付金】

国民年金任意加入対象（平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の厚生年金、共済年金等の加入者の配偶者）期間のある方で、当時、任意加入していなかった期間内に病気やけがの初診日があり、現在65歳未満で、障害基礎年金1級または2級相当の障害に該当する方が受けられます。

問い合わせ

国保年金課 国民年金係

☎ 3908-1138

FAX 3908-6342

厚生年金

【老齢厚生年金】

老齢基礎年金を受けられる資格のある方で、厚生年金の加入期間が1ヵ月以上あれば、老齢基礎年金に上乗せする形で65歳から受けられます。

【障害厚生年金・障害手当金】

厚生年金加入中に初診のある病気やけがにより、障害が残ったとき、障害の程度に応じて、1級・2級・3級の障害厚生年金または障害手当金が受けられます。（障害の程度は、身体障害者手帳などの等級とは異なり、厚生年金保険法施行令別表第1、第2で定められた基準により判断されます。詳細は50～51頁を参照してください。）これらの年金を受けるためには、障害基礎年金を受ける場合と同様に保険料納付済み期間等の要件を満たしていることが必要です。

【遺族厚生年金】

次のいずれかに該当する方が死亡したときに遺族が受けられます（遺族には範囲があります）。

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
- 2 厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したとき。
- 3 1級・2級の障害厚生（共済）年金を受け取っている方が死亡したとき。
- 4 老齢厚生年金の受給権者、または老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき。

※保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

問い合わせ

北年金事務所 〒114-8567 上十条1-1-10
☎ 3905-1011 FAX 3905-3449

受付時間

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

※年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

時間延長 週初の開所日 午後5時15分～午後7時

週末相談 第2土曜 午前9時30分～午後4時

障害年金を受けられる障害の状態

1級（厚生年金保険法施行令第3条の8） （国民年金法施行令別表）	程度	障害の状態
	1	次に掲げる視覚障害
	イ	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	ロ	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	ニ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

2級（厚生年金保険法施行令第3条の8） （国民年金法施行令別表）	程度	障害の状態
	1	次に掲げる視覚障害
	イ	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	ロ	一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	ニ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの	
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

4 手当・年金

程度	障害の状態
1	次に掲げる視覚障害
イ	両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
ロ	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
ハ	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の10趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の、年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

はじめて受給するためには、請求書の提出が必要になります。

【対象】

以下の1～3に掲げる年金種別ごとの条件を満たしている方に支給されます。

- 1 老齢基礎年金を受給している方
 - 65歳以上
 - 世帯全員の区民税が非課税となっている
 - 年金収入額とその他の所得の合計額が定められた一定基準以下である
- 2 障害基礎年金を受給している方
 - 前年の所得額が定められた一定基準以下である
- 3 遺族基礎年金を受給している方
 - 前年の所得額が定められた一定基準以下である

【請求手続き】

一度請求をして年金生活者支援給付金の支給が決定されると、原則として、翌年度以降は新たに請求手続きをしていただく必要はありません。

これから年金の請求手続きを行う方は請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きを行ってください。

問い合わせ	
北年金事務所	〒114-8567 上十条1-1-10 ☎ 3905-1011 FAX 3905-3449
国保年金課国民年金係	☎ 3908-1138 FAX 3908-6342